

互助会からのお知らせ \ 請求忘れはありませんか? /

互助会の給付・厚生事業の中には、医療費補助金、ドック負担金補助事業などのように「自動給付」のものと、請求書の提出が必要なものがあります。

請求の場合、事実が発生した日から3年以内に請求しなければ権利が消滅します。請求書の提出が必要な主な事業は下記のとおりですので、請求忘れがないか確認してみましょう。

なお、互助会ホームページで、事業内容の確認や請求書様式のダウンロードができます。

また、互助会加入の有無は、給与支給明細書の互助掛金欄で確認できます。



互助会
ホームページ

結婚祝金 会員が結婚したとき

給付額 50,000円

- 提出書類**
- 結婚祝金請求書
 - 戸籍抄(謄)本(写)



妊婦支援補助

会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したとき

給付額 30,000円(1回の妊娠につき)

- 提出書類**
- 妊婦支援補助費請求書
 - 医師の証明書(写)や母子手帳(写)等、出産予定者と予定日が確認できる書類

被扶養者認定前に、妊娠4カ月に達していた場合でも、出産前に被扶養者認定を受けた方は対象となりますので、請求をお忘れなく!!

出産祝金・見舞金

会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月(85日)以上の流産・死産、母体保護法による中絶を含む。)したとき

給付額 35,000円(1人につき)

- 提出書類**
- 共済組合に出産費・家族出産費請求書(直接支払制度及び受取代理制度利用者を含む。)を提出した会員には、自動的に給付

- 共済組合員以外の会員(教育関係団体職員)又は共済組合から出産費が給付されない被扶養者については、出産祝金・見舞金請求書及び医師等の証明書(写)を提出

育児支援金

(令和4年4月1日以降に育児休業に係る子に) (ついて初めて育児休業を取得した会員が対象)

会員が5日以上育児休業を取得し、かつ、5日経過したとき

給付額 20,000円(同一の子1人につき、1回限り)

- 提出書類**
- 育児支援金請求書
 - 育児休業の承認に係る辞令の写し等、育児休業を5日以上取得したことが確認できる書類

《「育児支援金」に関する注意事項》

- (1) 請求書は、5日以上育児休業を取得し、かつ5日経過後に提出してください。
- (2) 育児休業を分けて取得した場合、合わせて5日以上取得すれば給付します。
- (3) 双子などの多胎児の場合は、子1人につき請求書を1枚提出してください。
- (4) 夫婦とも会員で、条件を満たした場合は、それぞれの会員に給付します。



施設利用補助

会員又は被扶養者が、互助会指定宿泊施設以外に宿泊したとき

補助額 1泊につき、1,000円

会員一人につき年度内3,000円を限度とする。ただし、指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。

- 提出書類**
- 令和5年度 施設利用補助金請求書
 - 下記①～⑥を満たした領収書(原本)

- ① 宿泊者氏名(フルネーム)
- ② 宿泊年月日及び泊数
- ③ 宿泊施設名
- ④ 宿泊人数
- ⑤ 宿泊料金
- ⑥ 宿泊したことが分かる記載(宿泊代として、一泊二食プランなど)

※④の宿泊人数の記載がない領収書が多く見受けられます(余白に記入してください)。

互助会指定宿泊施設のうち、【後日請求】の施設に宿泊した場合も、請求書の提出が必要です。請求書を提出する際は、互助会のホームページで「互助会指定宿泊施設一覧」や「施設利用補助Q&A」をご確認ください。不備の場合、返送することがあります。

予防接種負担金補助事業

(令和3年度受診分から対象)

会員が、インフルエンザ予防接種を受け、自己負担したとき

給付額 1,000円(年度内1回)

- 提出書類**
- 予防接種負担金補助請求書
 - 医療機関が発行する領収書等(写)



スポーツ観戦補助事業

会員又は被扶養者が、スポーツを観戦したとき

補助額 チケット単価の半額(2,000円を限度) ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度とする。

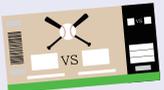
- 提出書類**
- 令和5年度 スポーツ観戦補助事業請求書
 - チケットの半券(原本) 電子チケットの場合は、スクリーンショットを紙に出力したもの

※請求書内の《注意事項》をご確認のうえ、提出してください。

年間パスへの補助・チケット半券の返却について

年間パスを購入し観戦した場合も補助しますが、添付書類が異なるため、個別に対応させていただきます。該当する会員の方は、互助会までお問い合わせください。

また、観戦したチケット半券を手元に残して置きたい場合、互助会で原本を確認後、返送しますので、請求書提出の際にメモや付箋にその旨を記載し、申し出てください。



「ドック負担金補助事業」は、自動給付になりました

ドック負担金補助事業とは…

会員が公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」又は「一日ドック」を受診し自己負担したとき、宿泊ドックは10,000円、一日ドックは3,000円を補助する。



令和3年度から実施している「ドック負担金補助事業」は、令和5年度受診分から公立学校共済組合員である会員の場合、共済組合から提供されるドック受診者情報により「自動給付」していますので、請求書等の提出は不要です。

なお、令和3・4年度受診分が未請求の場合は、従来どおり「ドック負担金補助請求書」に医療機関が発行する領収書(コピー可)を添付し、互助会へ請求してください。